

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田 巖さんを救い出そう! みそ漬け五点の衣類は、明らかな警察の捏造です!

布川事件 桜井昌司さんが清水に!

えん罪被害者として、警察・検察の“でっちあげ”を語ります

1・23袴田さんは無実だ! 清水集会に参加を!

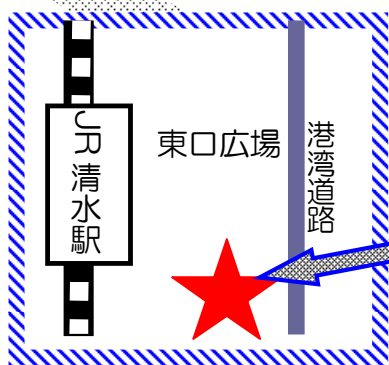
布川事件につづき“袴田事件”も再審開始を!

1月23日は清水テルサへ!

日時: 1月23日(日) 午後1時30分から~4時

場所: 清水テルサ (JR清水駅東口徒歩5分) 6階 研修室

有料駐車場有り 集会協力金: 800円をおねがいします。



ゲスト: **桜井 昌司**さん (布川事件えん罪被害者)

報告: 伊豆田 悦義 弁護士 (袴田事件弁護団)

報告: 袴田 ひで子 さん (姉)

2010年(平成22年)12月11日(土曜日)

布川事件

弁護側「完全無罪を」

再審公判結審 来年3月判決

茨城県利根町布川で1987年に起きた強姦殺人の「布川事件」で、無実を訴えながら無期懲役が確定、服役した桜井昌司さん(63)と杉山貴男さん(34)の再審第6回公判が10日、水戸地検(連立部 稲田大助部局長)であった。弁護側が最終弁護で「43年たわたり、決して無実を叫び続けてきた二人に、完全無罪の判決を」と求め、検察側は「判決は来年3月16日に言い渡される。事件と二人を直接結びつける物証はなく、捜査段階で調書にまとめられた二人の「目目」や、6人いる目撃者の証言が信用できると主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。



公判後、記者会見する杉山さん(左)と桜井さん(10日午後、茨城県土居市)

「43年たわたり、決して無実を叫び続けてきた二人に、完全無罪の判決を」と求め、検察側は「判決は来年3月16日に言い渡される。事件と二人を直接結びつける物証はなく、捜査段階で調書にまとめられた二人の「目目」や、6人いる目撃者の証言が信用できると主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。その争点、検察側は前回の公判で二人に無期懲役を求刑した。弁護側は目目や目撃証言について「検察の捏造に反して捜査官による言われられ、捏造(ごまか)された。任意性がなく、有罪の根拠にはならない」と主張。

袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18 TEL054(366)2468 FAX (366)2475

検察官が隠し持っている全証拠を開示させよう

毎 日 新 聞

12月6日、第5回三者協議で、9月13日に引き続き、検察側は弁護団の求めていた証拠の一部を開示しました。

鮮やかな緑色？

弁護団によるとこの開示された証拠の一部には、事件発生後1年2ヶ月を経た1966年8月31日、味噌醸造タンクから発見された5点の衣類のカラー写真30枚が含まれ、緑色ブリーフの鮮やかな緑色が、また付着している血痕の色も“血液の赤み”がはっきりしているそうです。

私たちの度重なる味噌漬け実験では、どんな血液も付着後、1年2ヶ月も味噌に漬けると、血液の赤みはなくなり、黒褐色に変色し、衣類は味噌とほぼ同色になります。

1年2ヶ月も味噌に漬かっていた衣類の元の緑色が分かるとか、血液が赤く見えるということは絶対にあり得ません。

検察側は弁護団の求めに応じ、すべての証拠を開示すべきです。そうすると、袴田さんの無実につながる証拠も次々と出てくるはずですよ。

発見直前に何者かが衣類を味噌タンクに入れたのか？

味噌タンクの中から衣類を発見した従業員は、「一目で血液だとわかった」「味噌の中から出てきた緑色のパンツは、袴田しか、はいていなかった」と証言しています。これは、この衣類が、長期間味噌に漬かったのではなく、何者かが、発見直前に入れた衣類としか考えられません。

「袴田事件」の第2次

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次

再審請求をめぐり静岡地裁、静岡地検、弁護団は6日、3者協議をした。弁護団は証拠の開示の小出しではなく、

西嶋勝彦・弁護団長

袴田事件3者協議 弁護側が主張

引き出した成果を認め、早期の全面開示を求める一方、「ようやく今までの考えを示した。検察側が9月に続けるべき、今回新たに開示した。検察側は証拠を

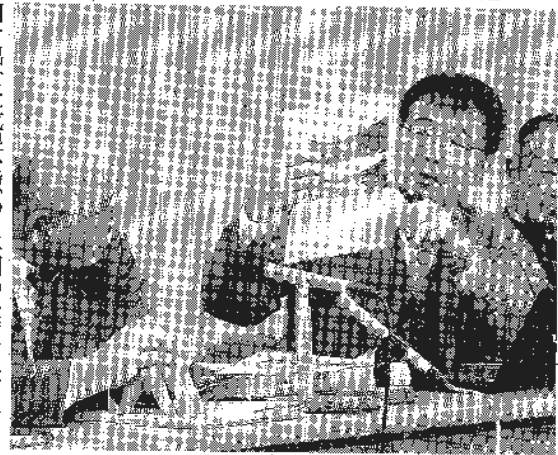
「証拠の全面開示急げ」

2010年(平成22年)12月7日(火)

検察官は全証拠の開示を!

布川事件でも、検察官が隠し持っていた証拠から桜井昌司さんたちの無罪につながるものが多くありました。

検察官が持っている証拠は、私たち国民の税金で捜査・収集した、いわば私たち国民の財産なのです。弁護団の求めに応じすべての証拠を開示すべきなのです。



検察側が新たに示した証拠の写真正について記者会見で説明する袴田死刑囚の弁護団―静岡市葵区の県弁護士会館で

場付近の写真のネガプリント35枚分▽袴田死刑囚が事件時着けていたとされるブリーフなどの写真30枚▽袴田死刑囚の関係者の供述調書などの捜査資料6点。弁護団によると、過去開示された写真ではブリーフの裏側に被害者のものとされる血痕が付着していた。しかし、今回示された写真からブリーフの表側に血痕がほとんど付いていないことが分かるという、弁護団は「血痕は本来、ブリーフの表に付いていないければ不自然だ」と指摘した。

【竹地広憲】

1月23日 袴田さんは無実だ! 清水集会にお集まり下さい